

飲酒運転根絶！

飲酒運転による交通事故や交通違反が多発！

飾磨警察署管内では、飲酒運転による交通事故、交通違反が多発しています。

飲酒運転は厳罰！

酒酔い運転

アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転

罰 則

5年以下の懲役または
100万円以下の罰金

違反点・処分

35点・免許取消し

酒気帯び運転

身体に政令で定める程度（呼気1ℓ中に0.25mg以上）のアルコールを保有する状態で車両を運転

罰 則

3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

違反点・処分

25点・免許取消し

身体に政令で定める程度（呼気1ℓ中に0.15mg以上0.25mg未満）のアルコールを保有する状態で車両を運転

罰 則

3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

違反点・処分

13点・免許停止

※ 飲酒運転の車両に「同乗」、「車両の提供」及び「酒類の提供」をした場合も罰せられます。

飲酒運転により交通事故を起こした場合、内容によっては危険運転致死傷罪で厳罰に処せられます。

危険運転致死傷罪の罰則の例

アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車(原付を含む)を運転し、



人を死亡させた場合



人を負傷させた場合

1年以上20年以下の懲役

15年以下の懲役

飲酒運転は、犯罪です。

家族を守るためにも飲酒運転は絶対に止めましょう。

飾磨警察署・姫路市危機管理室